平成26年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第22回 議事録(要約)

日 時 平成26年10月20日(月) 18時30分 ~ 20時15分

場 所 橘処理センター3階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第21回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第21回検討協議会の「議事録」及び「橘処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら2点について了承されました。その中で、雨水調整池等の容量の設定について、発注までの間に法令や川崎市の防災計画などの変更があれば、臨機応変に対応していくことが確認されました。

【発言要約】

事務局: 【「議事録(要約)」及び「橘処理センター整備事業だより」について、

協議を行った内容の結論について説明】

委員: 雨水調整池等はどれぐらいの容量で計画していますか。

事務局: 議事録の7ページに書いてありますが、容量としては概ね2,000㎡

で計画しています。

委員: 概ね2,000m³というとどの程度の雨水に対応しているのですか。海

水温の上昇などで台風も今の規模よりも大きくなり、風速 5 0 mの台風が内陸部まで入ってくるという可能性もあります。今のような地球温暖化の状況が改善されなければ現実に起こりうるということで、全ての建築の基準やアセスなどに影響してくると思います。現状でそれらについて対策をするのは難しいと思いますが、橘処理センターは長期にわたり稼動するものなので、柔軟度を何とか盛り込めないかというお願いで

す。

事務局: 雨水調整池の考え方としては、敷地内に降った雨がそのまま川に流れて

しまうと急激に川の水位が上がってしまうので、一時的に敷地内に雨水を溜めて、ゆっくりと川へ流すことでそれを防ぐ目的があります。橘処理センターの敷地は約25,000㎡なので、その土地の大きさから必要とされる雨水調整池の容量としては1,500㎡程度ですが、安心・安全の観点から概ね500㎡の雨水利用による余裕分を上乗せして概

ね2,000㎡で計画をしています。

委員: 雨水調整池の容量については我々が任意に設定したのではなく法令に

基づくものですが、今後、法令や川崎市の防災計画の中で容量を大きく しなければならないということがあれば、発注の際に臨機応変に対応し ていこうと考えています。

委員: 行政としてそういった対応をしていきますということを残しておくべきだと思いますので、明記していただきたいと思います。また、1,500㎡程度というのも現在の降水量に対応したものなので、気象の状況も変化してきているので、その対応は入れ込んでいただきたいと思います。

会 長: 川崎市は防災について率先して行うような立場にある組織なので、他の 施設の模範的な施設といった意味でも必要な考え方になると思います ので、よろしくお願いします。

> 第21回の議事録について、他に特になければ御承認いただいたという ことで、次に進みます。

(2) 議題

ア 橘処理センター整備事業に係る整備計画(案)の概要について

(ア) 施設整備計画の概要について

【概要】

施設整備計画の概要について、事務局から、項目や内容について検討協議会で協議を行った内容に沿って作成している旨の説明がありました。その中で、施設規模の記述について、3 炉構成(2 0 0 t \times 3 系列)とわかるような記述に変更することが確認されました。

【発言要約】

事務局: 【資料説明】

会 長: 整備計画書(案)の冊子としては全部で100ページ程度ですか。

事務局: 現在のところ110ページ程度です。

会 長: まだ作成途中で今回は抜粋版ということで、内容は前回の資料とほとん ど変わらないですが、整備計画書(案)の内容をコンパクトに説明した ものということです。

事務局: 前回と資料は似ていますが、前回は整備計画書(案)を作る前の段階として、章立てや項目をお示ししました。今回は、前回の検討協議会から約2か月が経ち、整備計画書(案)がほぼ出来上がってきましたので、整備計画書(案)の項目や内容についての報告になります。内容的には以前に検討協議会で確認した内容に沿って記述してあり、内容が変わっていないということを御確認いただければと思います。

会 長: 前回資料では「整備計画(案)の構成及び概要」になっていますが、今回は「整備計画(案)の概要」で構成が抜けて決定的な内容という意味

合いになっていると思います。

委員: 計画施設の規模について、ごみ焼却処理施設の処理能力は日量600トンとなっていて、これは最大能力だと思いますが、平常時は日量400トンの処理なのでそういった書き方はできないのですか。素人目から見ると、常時日量600トンの処理をしていると勘違いしてしまいます。

委員: 整備事業に係る整備計画(案)の計画の目的というのは、発注仕様書を 作成することですか。

委 員: そうです。

委員:整備事業に係る整備計画書(案)は発注する時に使用することが目的と言われても、役所と一般の人とは認識がずれているので、施設規模についても日量600トンというところで乖離が生じていると思います。例えば計画の目的の書き方についても、どういう目的で整備事業全体をしていくのかとも読み取れるので、この整備計画書(案)は今までやってきたことをまとめたものであり、わかりやすく表現を見直した方が良い気がします。

委員: あくまで橘処理センターを建替えるための整備計画書(案)の目的を表現したかったので、委員が言った様に橘処理センターを建替えるためにはどのようなごみ焼却処理施設を建設していくかではなく、日量600トンが処理できるごみ焼却処理施設を建設するための発注に係るところで、運営や運転計画などとは違うところです。

会 長: 発注に必要な性能や機能等の諸条件を示すものということですか。

委 員: そうです。

委員: 発注仕様書作成のための前段の計画になります。

事務局: 委員が仰りたいのは性能とか機能ではなく、整備事業全体の目的と読み 違うということだと思います。

委員: 整備事業に係る計画の目的なのか、整備計画書(案)に係る目的なのか、 どちらですか。

委員: 整備計画書(案)の目的になります。

事務局: 昨年度に作成した基本計画の中で、橘処理センターの位置付けや方向性を示して、次の段階として整備計画を作成しており、ここではその整備計画の目的を表現したかったのです。発注するにあたり機能や性能を決めていかなければいけないので、そういう技術的なことを記述したのが整備計画ですので、わかりやすく見直します。

事務局: 発注や見積を取るためのベースになる計画ですので、メーカーに見積を 取る時の条件としては日量200トンが処理できる炉が3炉で、施設規 模としては日量600トンのものをメーカーに見積を依頼します。

委員: 先程の話ですか、3 炉構成で日量 6 0 0 トンという書き方はできないのですか。

事務局: 本日の資料では概要なので1行で簡単に書いてしまったのですが、整備

計画では、1炉200トンの3炉構成と書いていきます。

委 員: わかりやすく書き方を工夫してください。

(イ) 施設計画について

【概要】

施設計画について、全般的に書き方については一般の人にもわかるような表現で記述していくことが確認されました。

【発言要約】

事 務 局: 【資料説明】

委員: 何か質問等ございますか。

委員: 繰り返しになりますが、施設規模で日量200トンの炉が3系列という

のは整備計画の概要にも示してもらえればと思いますので、そういった

表現にすればわかりやすくなると思います。

委 員: 排ガス基準について、資料のスペースがないので省略してあるのだと思

いますが、その他の物質についても基準値以下とわかりやすい表現をお

願いします。

(ウ) 土地利用について

【概要】

土地利用について、事務局から、川崎市の環境影響評価に関する条例に基づき緑被率を25パーセント以上確保していく必要があり、現況の緑地は10パーセント以下なので建替えにより大幅に緑を増やさなければならず、造成地盤を整備しても緑被率が確保できないため、屋上緑化や壁面緑化を行っていく旨を説明しました。その中で、緑被率25パーセントという数字にこだわるのではなく、実態に合わせて柔軟に質的な対応ができないかという意見がありましたが、現行の条例で定められているため緑被率25パーセント以上の量的な確保はしなければならないが、そういった意見については関係部署に伝えるということが確認されました。

【発言要約】

事 務 局: 【資料説明】

会 長: 何か質問等ございますか。

委員: 電気設備について、現行の枠組みの中では困難とも聞いていますが、緊

急時に川崎市民プラザに一時的な電気融通を想定した設備を整備していないと発電した電気を送れないので、検討していただきたいと思います。緑化について雨風の対策をしっかりとしていただき、屋上緑化につ

いても、屋上は風が強いので配慮をしてほしいと思います。

会 長: 緑化計画について、今まではこれほど具体的ではなかったことと、新た に加わった屋上緑化を行わないといけないという経過を説明していた だけますか。

事務局: 川崎市の環境影響評価等技術指針に基づき算定すると、緑被率は25パーセント以上を確保しないといけません。現在の橘処理センターの敷地は10パーセント以下しかありませんので、今回の建替えによって大幅に緑を増やさないといけません。緑を植えるためには面積が必要になってきますので、そういったことを考えて造成地盤を整備する計画にしていますが、それでも緑被率25パーセントには達しないので、それを達成するために屋上緑化や壁面緑化を積極的に取り入れて、緑を確保していこうと考えています。大きく分けて4つの方針があり、既存緑地の活用、造成地盤面の緑地、屋上緑化、壁面緑化、これらを活用していき緑被率25パーセント以上を確保していこうと計画しています。

委員: 壁面緑化などは本当に必要なのですか。数字合わせをしないといけない という現状があるのは理解できますが、それよりも緑地にどのような木 を植えるのかが重要で、無理して壁面緑化をするというのはコストも膨 らむので、環境面やコストに配慮してほしいと思います。

委員: 環境影響評価の制度上、環境面が良くても緑被率25パーセント以下でいた。 いいというわけにはいきません。

委員: 状況の中で柔軟に対応できませんか。数字にこだわるのではなくて実態をどうしていくのか、行政の方々というのは縛られてしまっていてしょうがない部分があると思いますが、実態がどうなのかに重きを置くべきだと思います。

委員: 屋上緑化も壁面緑化も手入れが非常に大変です。緑被率25パーセント 確保するために他にいい方法はないのですか。

委員: 屋上緑化をするのは景観的にはあまり意味がないので、数字合わせをするよりもそこのコストを削減して違う形にもっていくなどの対応ができませんか。

委員: できればそうしたいですが、環境影響評価制度上、ごみ焼却処理施設を作るには緑被率25パーセント以上を確保しなさいとなっていて、確保できないのであれば建設することはできません。今の計画では建屋が最大限大きくなった場合に、造成地盤上の緑地で足りなければ、屋上緑地や壁面緑化を行っていきますが、メーカーによって建屋がコンパクトになり造成地盤の緑化が増えるということであれば、壁面緑化などは必要ありません。

委員: そこは数字に縛られるのではなく個別性の問題ということで、今回はもっと柔軟にやった方が、無理をするよりも現実的なことをして緑を多くする方法を考えてほしいと思います。それが本来の行政の姿でひとつの

指針に縛られることはないのではないかと思います。

事務局: 技術指針の基になっているのが環境影響評価の条例になっていて、条例 の中で示されています。

事務局: 関係部署に要望を出すことはできますが、我々は条例を作る部署ではありませんし、条例を守らなくていい方法を考える立場でもありません。

委員: 屋上緑化も壁面緑化も管理のコストがかかりますので、その要望を出していただきたいと思います。

事務局: 我々も委員と同じ思いもありますが、条例等を遵守する立場です。

委員: それを検討協議会で協議したということで、今言ったことというのは誰 しも納得ができると思います。

会 長: 緑被率というのは面積で決まりますか。

委員: 面積と、緑化の方法により割増しがあり、それらの割増し分を加算した ものが緑被率になります。この整備計画では、これから契約をして緑化 計画を立てていく時に、どういった樹種をどこに植えていくかといった ことを想定しています。

委員: 根の張り方などは樹種によって違うと思います。それを屋上に植える場合はどうするのかということがありますので、検討協議会では柔軟にやっていこうという意見があったということで、繰り返しになりますが、屋上緑化などはあまり意味のあることではないと思います。

会 長: 駐車場の予定のところは緑地にはできないのですか。

委員: この駐車場の部分が広域避難場所としてのスペースと考えています。全 て緑地にしてしまうと、小学生の見学等にも支障となるので駐車場は必 要台数を確保したいと考えています。

委員: 緑被率25パーセントを確保しないといけないのは現在のところ仕方 ないということですね。

事務局: 今の枠組みの中では仕方がなく、そのルールを変えるという話であればまた別の議論になると思います。例えば、市民プラザ通りで時速40kmの速度制限のところ、事故が少なく見通しもいいという個別解釈で、時速50kmで走ってもいいということにはなりません。条例で定められている緑被率25パーセントというのが現行の枠組みでの数字ですので、遵守する義務があります。

委員: メーカーによって建物の大きさをどうするのかで、多少状況は変わって きますね。

委員: コストをかける部分とある程度妥協をする部分と、屋上緑化の意味など を判断してやっていただきたいと思います。

委 員: 屋上緑化や壁面緑化を絶対にやりなさいということではありません。

委員: 緑被率が足りない場合にはその方法で補っていくということですよね。

委員: 屋上緑化や壁面緑化をしなくてもいいのであればそうしていきます。

会 長: 検討協議会でこのような意見が出たわけなので、これらを踏まえて検討 していただきたいと思います。

委員: 緑の専門の方からすると、ごみ焼却処理施設を作る時には温暖化などの 話もあり緑を確保しなさいというのがあります。また、それに基づき条 例もありますが、皆さんの意見については関係部署と協議をしていきま す。

会 長: より酸素を出す高木などを入れるといった努力を示さないといけない と思います。

委員: 樹種を考えたりはまだこれからのことなので、それを踏まえて、数字だけを先行させて無理をするよりも、現実的により良い方向をどう模索するかということだと思います。

委員: 最終的には緑化指針というものがあり、それに基づき樹種等を検討して いくので、その時にはまた皆さんの御意見をいただきたいと思います。

会 長: 脱法行為をしろと言っているのではなく、より良い方法を何なのかと言っているわけですので、ぜひ汲み取っていただきたいと思います。

(エ)総合計画について

【概要】

総合計画について、「川崎市地震被害想定報告書(平成25年3月)」において想定しているマグニチュード7.3の直下型の地震が発生した場合においても、軽微な補修で運転が可能な強靭な施設を計画していくことが確認されました。また、防火水槽については、消防との協議の結果、敷地の南側に40立方メートルの防火水槽を設置することが確認されました。

【発言要約】

事 務 局: 【資料説明】

会 長: 何か質問等ございますか。

委員: マグニチュード7.3というとすごいエネルギーなので、多分場所によっては震度6以上になると思います。川崎市でも直下型があるのは知らなかったので、そういうものがあるのであれば断層などの調査を行っているのか、それを含めてやっていかないといけないと思います。

事務局: 川崎市地震被害想定調査報告書(平成25年3月)で被害をシミュレーションするにあたり、マグニチュード7.3が発生した場合を想定してということですので、直下型が起きるということではありません。

委員: 原発でもないと言っていたところに断層があることがわかったりした ので、そこは再度しっかりと見てほしいと思います。

委員: 東日本大震災後の教訓を踏まえ川崎市が見直しをして、最大でマグニチュード7.3の直下型地震が起きた場合を想定してシミュレーションを

行った被害報告ということです。

委 員: マグニチュード7.3というとすごいです。

委員: それだけ大きな地震が起きても、軽微な補修で運転が可能な強靭な施設 を計画しています。

委員: この辺りに断層はないのですか。

委員: あまり聞かないのと、川崎市直下地震というのも初めて聞きました。

委員: 例えば今後30年で70パーセントの確率で発生する可能性があるといったことが前提だと思うので、付帯して断層などについても調べていかないと机上の空論になってしまいます。

会 長: 川崎市直下地震というのは学問的根拠があるのですか。この辺りの断層 について調べたことがありますが、最も近いものとして立川断層があ り、本当にないかはわかりませんがこの近辺では断層は示されていませ んでした。

委員: 立川断層や何かが問題になっていて、結局それがあると直下型の地震が 起こるということです。

委員: 少し誤解があるといけないので確認させていただきますと、地震の確率での報告書ではなく、被害をシミュレーションするための地震のケースを想定した報告書となっています。川崎市の直下型の地震があった場合にマグニチュード7.3を想定し、各種防災計画の改正のための震源モデルとして設定しているということで、橘処理センターの直下でそれが起こるということではありません。

委員: 仮にマグニチュード7.3の直下型の地震があった場合に耐えるような 施設ということですね。

事務局: 報告書は川崎市のホームページで公開しています。(http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000017669.html)

委 員: 想定されているということはあるのが前提なので、そこをもう一度しっかりと調べてほしいと思います。※

委員: 簡単に潰れるような建物では困りますので、それらを踏まえて強靭な施設を計画していきます。

委員: それと付帯して防災計画をしっかりと検討していただきたいと思いま す。防火水槽の容量がそこまで多くないと思いますが、この容量で足り るのですか。

委員: 前回の検討協議会でも委員からその話が出ましたが、消防との協議で決 定しました。

委員: 消防との協議で決まったということなので大丈夫だと思います。

委員: 市民プラザ通りに消火栓がありますので、それらを含めて協議をした結果、敷地の南側に40トン級の防火水槽を設置する計画です。

委 員: 工事工程の中で住民説明会というのも項目に入れてもらいたいと思い

ます。

委員: 工事業者が決まってからも解体工事や建設工事の節目で住民説明会を

実施して、何回も説明する機会があると思いますので、その都度周知し

ていきたいと思います。

委 員: なるべく禍根を残さないように計画を進めていただきたいと思います。

委員: 検討協議会での協議内容は議事録や橘処理センター整備事業だよりに

残っていきます。

委 員: 住民側はなるべくわかりやすい動きがほしいので、言葉のずれなどがな

いように考えていただければと思います。

会 長: 今後様々な計画や実施の過程があるわけですが、住民側から言えばなる

べく具体的な情報がほしいという要望です。

※川崎市地震被害想定調査報告書(平成25年3月) (一部抜粋)

3.1.2 想定地震

今回の被害想定調査においては、上記方針に沿って、H24 川崎市直下の地震・元禄型関東地震の2地震を想定地震として選定した。

H24 川崎市直下の地震については、前回調査において想定対象とした川崎市直下の地震について、最新のフィリピン海プレート上面の形状を踏まえ、川崎市防災対策検討委員会東日本大震災対策検討部会の審議により、各種防災計画の改正のための震源モデルとして設定した。

元禄型関東地震については、相模トラフ沿いで発生する規模の大きい地震として、 過去に発生した元禄地震の再来を想定した。具体的な地震像については、東京都地震 被害想定調査で設定された震源モデルを採用した。

イ 条例方法書縦覧以降の橘処理センター整備事業スケジュールについて

【概要】

事務局から、条例方法書縦覧以降の橘処理センター整備事業スケジュールについて 説明を行い、平成27年度に条例準備書を縦覧することが確認されました。

【発言要約】

事務局:【資料説明】

会 長: 何か質問等ございますか。

委員: 11月9日の環境現況調査見学会について、資料の表の中に入れていい

のではないでしょうか。

事務局: 次の議題なのでそこで詳しい説明を行います。

会 長: それでは次の議題と併せて説明をお願いします。

ウ 環境現況調査の実施状況【秋季】について

【概要】

地下水位については、委員にも御協力をいただいて橘処理センター周辺の既設の防災用井戸において、地下水位の調査を行っていることが確認されました。また、1年間連続で行っている地上気象調査について、台風による測定機器の損傷はなく順調に計測ができており、引き続き平成27年1月末まで測定を実施していくことが確認されました。

【発言要約】

事 務 局: 【資料説明】

会 長: 何か質問等ございますか。

委員: 11月9日の環境現況調査見学会について、チラシをいただいて回覧を しました。先程の橘処理センター整備事業スケジュールの資料の中に見 学会について開催したということを記載してほしいと思います。

委員: 地下水位はどのように調査しているのですか。

事務局: 検討協議会の委員にも御協力をいただいているのですが、橘処理センターの近隣にある既設の防災用井戸で調査を行っています。

委員: 昔からある井戸なので基本的にはいつも水があります。夏季にも調査を していますが、秋季の調査でも水位がどのようになっているのか調査す るようです。

委員: 台風の影響などで水位が上がるかもしれません。 直線でどれぐらい橘処理センターから離れていますか。

委員: 1km離れていません。そこに水の道などがあり井戸に水が貯まるのは 事実なので、それが変わるか変わらないかということです。

委員: それで御協力をいただいているということです。

委員: その他の地点の井戸でも調査を行っています。

委員: 現況を調べていかにシミュレーションをするか、それで何をやるのかまで一般の人には伝えてほしいと思います。現況調査の時に台風による影響はなかったということですが、ダウンバーストのようなものなどが起こる可能性があります。

委員: 台風による影響がなかったというのは、測定機器について故障などがな く、データが記録できているということです。

委員: 異常気象のようなものについても調べて対応していくことが必要だと 思います。

委員: 地下水位について、市民プラザの中に湧水があると思いますが、そういったものも確認してほしいと思います。

事務局: 環境影響評価を実施していくにあたり、橘処理センターの工事は地下水 位には影響しないように配慮して工事をしていきます。それの裏付けの ために委員などに協力をしていただき、現況の観察をして変化がないこ とを確認するために調査を実施しています。

委員: そこに加えればいいのではないでしょうか。

委員: 目視程度でいいと思います。

委員: 目視程度でいいので、流量の変化や濁度などを見ればいいと思います。

会 長: 要望を聞いていただきたいと思います。

委 員: 建物は杭の上に乗る構造になるので、地下水は杭の間を通れると考えて

いますが、様々な要因を考慮していきたいと思います。

委 員: 調べるのも大変でやってみないとわからないと思いますが、委員から出

たように目視で確認できるところはやっていただきたいと思います。

事 務 局: 環境現況調査見学会について、回覧したチラシをお配りしていますが、

ホームページでも同様に公開していますので、お時間があれば御参加を

お願いします。

エ その他

【概要】

会長から、今後の検討協議会の在り方(開催頻度など)について考える必要があるのではないかという提案があり、次回の検討協議会でそれらについて事務局から今後の見通し等を提示することが確認されました。また、橘処理センター整備事業だよりについては、A4サイズの両面1枚に収まるようにし、図などを用いてわかりやすく工夫していくことが確認されました。

【発言要約】

会 長: 平成24年4月から今回で第22回ということで継続をしてきましたが、昨年度に基本計画の策定があり、それから整備計画の策定に向けて内容的な協議は本日で終了したわけですが、今後の検討協議会の在り方について考えておくべきかと感じております。今後も検討協議会を続けていくことについて、時間その他のことを考えると1、2か月に1回の頻度ではなく、3、4か月に1回程度にするということもあると思います。ただし、この検討協議会に残された問題はまだあると思いますので、

それを踏まえ今後の在り方を考えるべきかと思います。

委員: これから工事計画などの具体的な話になった時にはまた説明をさせて いただきますが、検討協議会については今後の議題により間隔を空けて

いきたいと思います。

委員: 減らすことが目的ではありませんが、検討事項を見込んだ上で、今まで

のような頻度ではなくても間に合うということですね。

委員: 前提条件として、この検討協議会で協議したことを遵守していただかな

いと、今までの協議の意味がなくなってしまうので、そこは信用をして いますのでそれを維持していただければ間隔を空けても問題ないと思 います。

会 長: 具体的に今後の見通しを立ててもらい、開催頻度の問題を含めて次回に 御提示いただきたいと思います。

事務局: おかげ様で昨年度に基本計画を策定して、今年度に整備計画が出来つつ ある中で、今後は新たに決めることが少なくなってきますが、情報共有 は今後も続けていきたいと思いますので、必要に応じて開催をしていき たいと考えています。

会 長: 最後にお願いになりますが、橘処理センター整備事業だよりについて、 以前よりも具体的になり内容が改善されたと思います。さらに本日協議 したことをもっと具体的に住民の方に情報を流した方がいいと思うの ですが、橘処理センター整備事業だよりだけでは概括なので内容までは 詳しくわからないと思います。差し支えなければ、本日の整備計画の概 要の資料のようなものを配布していただきたいと思います。

委員: 橘処理センター整備事業だよりについては、町内会の回覧に使いたいと いうことで、抜粋版にしてほしいという要望により作成しています。

委員: ただでさえ回覧はたくさんあり1枚でも読んでもらえるか分からない中、さらに枚数を増やすというのは読んでもらえなくなると思います。 町内会長のところにきた回覧をそれぞれ仕分けるのにはすごい手間がかかっていますが、それが各家庭でどれだけ読んでもらえるのか、枚数があまり多いのはどうかというところです。

委員: 橘処理センター整備事業だけが回覧の対象ではないので、できるだけ抜粋がいいです。それ以上はホームページを見てくださいといった方がいいです。

会 長: 橘処理センター整備事業だよりに本日の内容について図を1つか2つ 入れてください。

会 長: ポイントを絞って載せればいいです。 他になければ、これで終わりにしたいと思います。